

公益信託法の見直しに関する論点の検討 (3)

目 次

第1	信託財産に関する認定基準.....	2
1	公益目的の信託事務の遂行見込み.....	2
2	遊休財産の保有制限.....	4
3	他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有禁止.....	8
4	不可欠特定信託財産の処分制限等.....	11
第2	受託者の信託報酬に関する認定基準.....	12
第3	公益信託の認定の主体.....	14
1	主務官庁による許可制の廃止.....	14
2	新たな公益信託の認定主体.....	15
第4	公益信託と目的信託との関係.....	18
1	公益信託を目的信託の一類型とするか.....	18
2	公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託の効力.....	20
3	公益信託の設定前に目的信託の設定の前置を必要とするか否か.....	21
4	既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容するかどうか.....	22

第1 信託財産に関する認定基準

1 公益目的の信託事務の遂行見込み

公益信託の信託財産の運用、追加信託及び寄附金等の計画の内容に照らし（注1）、その公益目的の達成に必要な信託事務を遂行することができる見込みがあること（信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通して（注2）信託事務を遂行することができる見込みであること）を認定基準とする規律を設けることでどうか。

（注1）対価収入を伴う信託事務を行うことが予定されている公益信託において、対価収入の見込額を公益信託の認定に際しての考慮事情とするか否かについては、公益目的の信託事務の範囲の議論や、収支相償・遊休財産の保有制限等の認定基準の議論を踏まえて、引き続き検討する。

（注2）信託財産の取崩しを内容とする場合に必ず存続期間を定めなければならないという趣旨ではなく、信託事務の計画の内容（追加信託や寄附金の予定を含む）から想定される存続期間を通して信託事務を遂行することができる見込みがあるとの趣旨である。

（補足説明）

1 公益信託法は、公益目的の信託事務を遂行することができる見込みがあることを公益信託の許可基準としていない。

ただし、許可審査基準「4 信託財産」は、「公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない」とし、「引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行為が遂行できる見込みがあること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な授益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること」を必要としている。その趣旨は、存続期間中の継続の見込みがないと考えられる信託についてまで公益信託の設定を認める必要はないことから、信託財産に一定の規模を要求した点にあると考えられる。

また、税法においても、公益信託の目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受けたものであることが認定特定公益信託の要件とされている（所得税法施行令第217条の2第3項、法人税法施行令第77条の4第3項）。

2 公益目的の信託事務を遂行することができる見込みがないような信託を公益信託として認定する必要性は認め難いことからすれば、公益信託の信託財産によりその

公益目的の達成のために必要な信託事務が遂行できる見込みであること（信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通して遂行できる見込みであること）を公益信託の認定基準とすることが相当であると考えられる。

信託財産の運用として許容される範囲については、公益目的の信託事務の範囲の論点とも関連するが、現在の税法においては、①預金又は貯金、②国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得、③貸付信託の受益権の取得以外の合同運用信託が許容されており（所得税法施行令第217条の2第1項第4号、所得税法施行規則第40条の10第1項等）、新たな公益信託制度においてもこれらの安定的な運用を許容すべきことについて特段の異論はないと考えられる。そのことを前提とした上で、「運用」の概念及びその許容される範囲については、例えば、公益信託の信託財産として委託者から受領した不動産を受託者が第三者に賃貸して収益を上げることや、信託財産として委託者から受領した金銭を受託者がリスクの高いデリバティブ取引に投資することが公益信託における信託財産の「運用」として許容されるか否か等の具体的な場面を想定しつつ、信託財産の種類に応じて検討する必要がある。

なお、「運用」の概念及びその許容される範囲を検討するに際しては、当初の信託財産に変更がない場合（例えば、当初の信託財産が金銭以外の不動産等であり、その不動産等を用いて賃料収入等を得る場合）と、当初の信託財産が別のものに変更される場合（例えば、当初の信託財産が金銭であり、それを用いて上記①ないし③以外の金融商品や不動産等を購入する場合）を区別する必要がある。

そして、公益信託の認定基準の対象となる信託財産を設定当初の信託財産に限定したり、信託財産の運用にのみ着目して信託事務の遂行可能性を審査することになると、公益信託の設定時には委託者が小規模の財産を信託した上で、その後毎年委託者が追加信託により信託財産を拠出したり、受託者が募金活動を行うことによって信託財産を増加させる形態の場合には、当初の信託財産では認定基準を満たさないことになる可能性がある。そのため、許可審査基準のような「引受け当初の信託財産の運用によって」という限定は付すべきではなく、追加信託や寄附金等の計画の内容も考慮して信託事務の遂行可能性を判断すべきであると考えられる。

なお、公益信託の信託事務の遂行可能性を審査するに際しては、その存続期間が一つの目安となると考えられる。現行の主務官庁による公益信託の許可の審査実務では、公益信託の信託事務を10年以上の期間遂行するに足る信託財産の規模が要求される場合も見られるようであるが、公益信託の信託事務が行われる期間が短い場合であっても信託財産が公益のために用いられることは社会にとって有用であることからすると、存続期間として10年未満を予定している公益信託であっても、これを排除する必要はないと考えられる。もっとも、存続期間が例えば1年程度と短く、公益のために供される信託財産の規模が非常に小さい公益信託を許容する必

要はないという考え方もあり得る。

- 3 以上の検討を踏まえると、新たな公益信託の認定基準として、公益信託の信託財産の運用、追加信託及び寄附金等の計画の内容に照らし、その公益目的の達成に必要な信託事務を遂行することができる見込みがあること（信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通して信託事務を遂行することができる見込みであること）を必要とする規律を設けることが相当と考えられるが、どうか。

2 遊休財産の保有制限

【甲案】公益目的の信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続きそのために使用される見込みのない遊休財産の額が一定の額を上回るものでないことを認定基準とする規律を設ける。

【乙案】公益目的の信託事務のために使用しない財産を受託者が当該公益信託の信託財産として保有することを禁止する規律を設ける。

【丙案】受託者の遊休財産の保有制限に関する規律は設けない。

(補足説明)

- 1 公益信託法には、公益信託の受託者が遊休財産を一定の額を超えて保有しないことを公益信託の許可基準とする規定は存在しない。また、税法上も、遊休財産の保有制限は、特定公益信託及び認定特定公益信託の要件とされていない。

他方、公益法人認定法第5条第9号及び第16条は、公益法人の事業活動を行うに当たり、公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない遊休財産の額が、一年分の公益目的事業費相当額を超えないと見込まれるものであることを公益法人の認定要件としている。その趣旨は、公益目的事業が実施されることを期待した国民からの寄附等により取得、形成された公益法人の保有する財産が、公益目的事業の実施とは関係なく法人内部に過大に蓄積された場合、本来公益目的事業に使用されるべき財産の死蔵につながり、寄附者等の資金拠出者の意思にも反することから、公益法人が保有する財産が公益目的事業のために速やかに使用されることを確保することにある（一問一答206頁）（注）。

公益法人制度における遊休財産額は、その法人の純資産額（資産の額－負債の額）から控除対象財産（使途の定めがある財産として公益法人認定法施行規則第22条第3項に列挙されている財産。ただし、対応する負債の額を除く。）を差し引いた残額として算定される（下図参照）。

(図) 公益法人における遊休財産額規制の考え方

【貸借対照表】

資産	負債	
	純資産	遊休財産 (使途が定まっていない)
		控除対象財産 (使途が定まっている)

※遊休財産額規制

[一年間の公益目的事業の費用額] ≥ [遊休財産の額]

- 遊休財産の例
 - ・特に用途を定めていない預金
- 控除対象財産の例
 - ・事業の用に供している不動産
 - ・将来の公益目的事業のための基金
 - ・用途を定めて寄附された資金

なお、控除対象財産は、①公益目的保有財産（同項第1号）、②公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産（同項第2号）、③ ①及び②に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるための保有資金（同項第3号）、④特定費用準備資金（同項第4号）、⑤寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む）であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用・保有しているものや、当該使途に充てるための保有資金（同項第5号、第6号）とされている。

また、公益法人制度においては、公益認定の申請時には公益法人認定法第7条第2項第2号により提出する収支予算書の対象事業年度に係る見込み額を計算して、同法規則第5条第3項第3号の「書類」に記載し、認定後においては同規則第28条第1項第2号の「運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に実績値を記載することとされている（公益認定等ガイドラインI8参照）。

(注) 公益法人制度における収支相償と遊休財産規制の相違点

公益法人制度において、収支相償はフローの面からの規制であり、遊休財産規制はストックの面からの規制であるという違いがある。また、収支相償は公益目的事業のみの問題であるが、遊休財産規制は法人全体の問題である。

そのため、ある公益法人が収益事業や法人会計において大幅な黒字を発生させているような場合において、収支相償には違反しないが、遊休財産規制には違反するという事態が生じ得る。

2 公益信託の受託者が、公益信託の設定当初や公益信託が運営されている途中で委託者から受領した信託財産や第三者から寄附等により受領した信託財産等を、自らのもとで蓄積し、長期にわたり公益目的の信託事務の遂行に使用しないおそれがある

ることは否定できない。このような公益信託の信託財産の蓄積がなされると、本来公益目的に使用されるべき財産の死蔵につながり、資金拠出者の意思にも反すると考えられる。そこで、このような公益信託の信託財産内部への不当な蓄積を防止するため、公益目的の信託事務のために現に使用されておらず、かつ、そのために使用される見込みのない遊休財産の額が一定の額を上回るものでないことを公益信託の認定基準とすべきであるとの考え方を【甲案】として示している。

もっとも、【甲案】を採用した場合であっても、公益法人認定法における遊休財産規制に対しては、遊休財産規制の考え方や限度額の目安が分かりにくいといった指摘があるほか、寄附者が具体的な用途を指定して寄附をしない場合には遊休財産の控除対象とならない（単に「公益目的事業に使ってほしい」というだけでは具体的な用途の指定があるとはいえず、「奨学金給付事業の奨学金の財源として使ってほしい」などと具体的な用途を指定する必要がある。）ため、具体的な用途を定めない寄附を受けると遊休財産規制に違反してしまう事態が生じる恐れが生じるといった問題点も存在する。そのため、仮に【甲案】を採用する場合には、具体的な遊休財産額の算定方法について、公益法人認定法における遊休財産規制を参考にしつつ、公益目的の信託事務の範囲や信託財産の範囲などの議論を踏まえながら、引き続き検討する必要がある。また、収支相償等の認定基準との関係をどのように捉えるかについても引き続き検討する必要がある。

これに対し、公益信託の受託者が、公益目的の信託事務のみを行い、それ以外の信託事務を行わないとした場合には、そもそも公益目的の信託事務のために現に使用しない財産を信託財産として保有することは必要がないことから、そのような信託財産の保有を受託者が保有することを禁止する規律を設けるべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。【乙案】に対しては、このような規律を認定基準として設けることは厳格に過ぎ、公益信託の事務の円滑な運営・遂行を阻害するとの批判があり得る。

以上に対し、そもそも受託者の遊休財産の保有制限に関する認定基準を設けることは不要であるとの考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【丙案】として示している。【丙案】は、仮に事後的に信託財産が増加した場合であっても、その時点で公益目的の信託事務に費やす費用や期間を増加ないし延長することを当初の信託行為で定めておけば足りるという考え方に基づく。【丙案】に対しては、仮に新たな公益信託において事業型を認める場合には、収支相償に関する認定基準又はこれに代わる認定基準（ペイアウトルール（注1，2）など）についての規律や監督機関等による事後チェックが適切に機能しない限り、本来公益目的の信託事務に使用されるべき財産が受託者のもとに不当に蓄積し、信託財産が公益のために使用されず死蔵する恐れが残るとの批判があり得る。

以上の点について、どのように考えるか。

(注1) アメリカのペイアウトルールに関する補足説明

アメリカのペイアウトルールについて、①対象、②目的、③効果の点を補足して説明する。

(1) 対象

ペイアウトルールは、税法上の概念である Private Foundation という類型に適用される（なお、Private Foundation は、税法上のカテゴリーであり、家族財団を典型としつつもそれに限定されない。）ものであり、全ての公益組織(Charity)に適用されるものではない。

(2) 目的

ペイアウトルールは、Private Foundation が、自ら積極的な公益目的事業活動を行わず、幅広い公衆にサポートされているわけでもないことが、財産の死蔵に繋がりやすい（家族財団に特にそうした濫用事例が見られた）ことを重視したものであって、全ての公益組織について一定額の支払強制が必要という発想には立っていない。

(3) 要件・効果

ペイアウトルールは、何度かの変遷を経て、現在では以下のような要件・効果を内容とする制度となっている。

Private Foundation の【毎年度の総資産価値から公益目的事業に直接用いられている資産の価値を除外した額（≒収益事業資産・投資運用資産の額）から、これに対応する負債の額を控除したもの】×5%（「分配可能額」）から、

①当該年度の公益目的事業経費として支出された額

②公益目的事業の遂行に必要な資産の取得に要した支出額

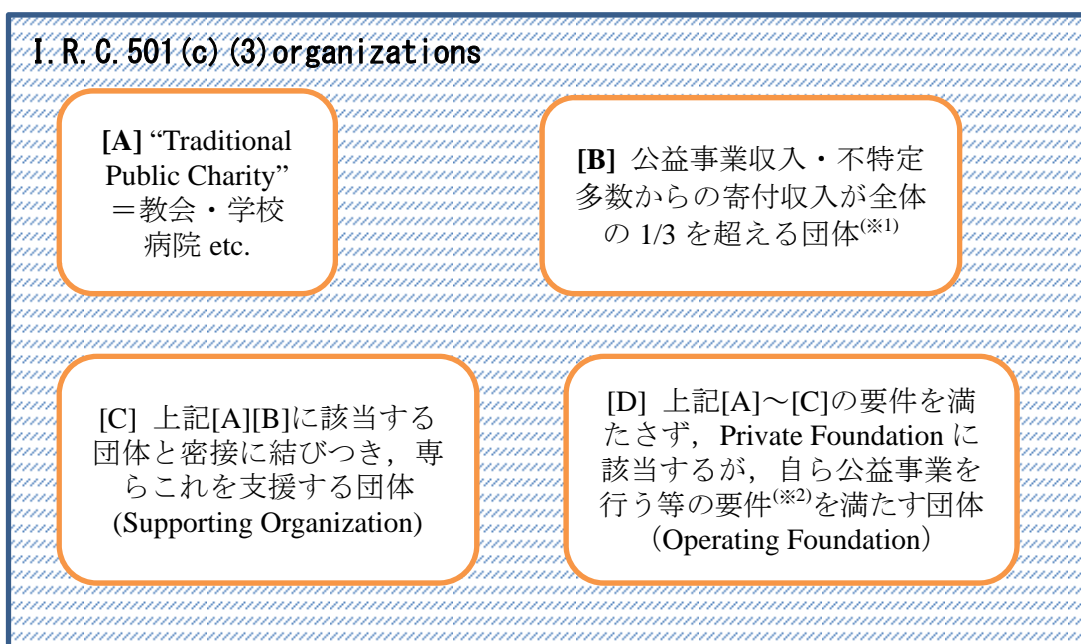
③一定の手続を経て内国歳入庁長官の承認を得た、中長期（上限5年間）の公益事業計画のための積立金への充当額

の合計額（この①+②+③を「適格分配」という）を控除した残額がある場合、これに対して15%のペナルティ（一定期間内には是正されない場合には100%没収される。）が課される。

すなわち、全資産の一定割合を支出させるというような仕組みではなく、これを満たせないからといって直ちに公益認定が取り消されるという性質のものではない（残額を没収されるにとどまる）。それでもなお、このルールを遵守するために Private Foundation が無理に支出計画を立てるなどの歪みや、コンプライアンス・コストの大きさが指摘されていることは部会資料33の19頁記載のとおりである。

(注2) ペイアウトルールが適用される Private Foundation の範囲

現在の米国法上、ペイアウトルールが適用される Private Foundation の範囲は、次のような概念図（斜線部分）で表すことができる。要するに、連邦税法上の完全な税制優遇が認められる 501(c)(3)組織（＝①公益を目的とし、かつ②非営利性が定款上及び実際の運営上確保されている組織として課税庁の認定を受けたもの）のうち、特定関係者による濫用の可能性が低いものとして切り出された[A]～[D]の類型を除くものとして控除説的に定義されている。



(※1) わが国で寄附税制の要件の一つとして用いられているパブリック・サポートテストはこのカテゴリーを参考にしたものと思われる。

(※2) 所得の85%以上を公益目的事業経費として支出し、かつ、(a)保有する資産価値の65%以上が公益目的に投入されていること、(b)全投資資産価値の3.33%以上を公益目的事業経費として支出していること、又は(c)投資所得が全体の収入の50%以下であり、投資所得以外の所得の85%以上が特定の寄附者以外の財源から得られていることのいずれかを満たす必要がある。

3 他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有禁止

【甲案】 公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないこと（例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する）を認定基準とする規律を設ける。

【乙案】 上記の規律は設けない。

(補足説明)

1 公益信託法には、公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれることを制限する規定は存在しない。

他方、公益法人認定法第5条第15号本文は、原則として、公益法人が他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産（以下「株式等の財産」という。）（注）を保有していないものであることを公益法人の認定基準と定めている。同号の趣旨は、公益法人が株式等の財産の保有を通じて他の営利法人等の事業を実質的に支配することを認めれば、営利法人の経営に対する実質的な影響力の行使を通じて、実態は営利法人としての活動が行われることにつながるが、このような行為は、一定の条件の下で認められている収益事業等が無制限に拡大することを許容し、公益認定の基準及び遵守事項の潜脱につながるものであることから、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産の保有を禁止することにある（一問一答209頁）。

もっとも、例外として、同号ただし書及び同法施行令第7条は、株式等の財産を保有する場合であっても、株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合には、他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがないとして、例外的に株式等の財産を保有することを認めている。

(注) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第4条（他の団体の意思決定に関与することができる財産）

法第五条第十五号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一 株式
- 二 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利
- 三 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権（公益社団法人に係るものを除く。）
- 四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利（当該公益法人が単独で又はその持分以上の業務を執行する組合員であるものを除く。）
- 五 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利（当該公益法人が単独の又はその事務の相当の部分を処理する受託者であるものを除く。）
- 六 外国の法令に基づく財産であって、前各号に掲げる財産に類するもの

2 公益信託の受託者が、信託財産に含まれる株式等の保有を通じて営利法人等の事業を実質的に支配することを認めれば、公益信託の受託者が信託財産を用いて実質的に営利事業を行うことに繋がるため、このような事態を防止する必要がある。そこで、そのような事態を防止するためには、公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないことを認定基準とする規律を設けるのが相当である（注）。ただし、公益信託の受託者が公益信託の信託財産として株式等を全く保有できなくなることは相当ではないから、公益法人認定法の規律を参考に、例外として、株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合については、当該株式等の財産が信託財産に含まれているときも認定基準に反しないものとするべきであるとも考えられる。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

もともと、公益信託は、公益法人と異なり、受託者は複数の信託を受託できる上、受託者自らの固有財産も有していることから、「実質的に支配するおそれ」の有無の判断に当たり、当該公益信託の信託財産に着目すべきか、受託者に着目すべきかについては、更に検討が必要である。例えば、同族企業の財産管理会社が30%の株式を有し、当該会社が受託者となって親族の30%の株式を保有する場合に、信託財産に着目すれば50%に達しないので「実質的に支配するおそれ」がないが、受託者に着目すれば60%に達するので「実質的に支配するおそれ」があると判断される可能性がある。

なお、【甲案】と同様の規律である公益法人認定法第5条第15号の認定基準について、公益認定等ガイドラインにおいては、公益法人がある株式会社の議決権の過半数の株式を保有している場合であっても、例えばそれらの株式を無議決権株式にすることや、議決権を含めて当該公益法人以外の受託者に信託することにより上記の基準を満たすことが可能であるとされており、形式的に公益法人が株式を保有することを禁止するのではなく、より実質的な観点から公益法人が他の団体の意思決定への関与に關与する財産を有しているか否かの判断を行う仕組みが採られている。

これに対し、公益信託の受託者が行う信託事務を公益目的の信託事務に限定し、それ以外の信託事務を受託者が行わないことを前提とした場合には、収益事業等を行うことが可能な公益法人に比べて、公益信託の受託者が信託財産である株式の議決権を行使するなどして営利法人等を実質的に支配するような事態が生じる可能性は相対的に低くなると考えられる。そこで、公益法人における認定基準と同様の基準を公益信託に持ち込む必要はないとして、上記の認定基準を設けないとする考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

（注）公益信託の受託者が公益信託の信託財産として株式を保有することにより、特

定の株式会社の議決権の多数を有する場合には、その議決権の行使が同社の支配権の帰趨を左右する可能性がある。当該議決権の行使については、事実上、公益信託の委託者の意見が影響力を持つ可能性があるが、そのような委託者の影響力を許容することは適切でないとも考えられる。

4 不可欠特定信託財産の処分制限等

【甲案】 公益信託の受託者が公益目的の信託事務を行うために不可欠な特定の信託財産があるときはその旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項を信託行為で定めているものであることを認定基準とする規律を設ける。

【乙案】 上記の規律は設けない。

(補足説明)

- 1 公益信託法は、公益目的の信託事務を行うために不可欠な特定の信託財産（以下「不可欠特定信託財産」という。）があるときに、その旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項を定めておくことを要件とする規定を置いていない。また、税法上もそのような要件は定められていない。

他方、公益法人認定法第5条第16号は、公益法人に公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下「不可欠特定財産」という。）がある場合、その旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項を定款で定めていることを認定基準としている。同号の趣旨は、公益法人は、その設立目的の達成のため、将来にわたり安定的かつ継続的に公益目的事業を行うことが期待されているが、不可欠特定財産がある場合にその安易な処分を認めると当該事業の実施に支障が生じる恐れがある一方、このような処分を防止するために必要以上の規制を及ぼすことは法人による自律的な意思決定を過度に制約することとなり、その自主的な公益目的事業の実施を阻害する危険性もあることから、法人による自律的な意思決定を尊重しつつ、当該財産の安易な処分を防止することにある（一問一答210頁）。

不可欠特定財産とは、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、当該法人が保有、使用することに意義がある特定の財産を指し、例えば、一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当する。そして、当該事業に係る不可欠特定財産がある場合には、全て申請時にその旨を定めておく必要がある（公益認定等ガイドラインI15参照）。

- 2 公益信託においても、例えば特定の美術家の製作した美術品を公開することにより芸術の振興を目的とする公益信託が設定された場合において、再収集の困難な当

該美術家の製作した美術品のように、受託者が公益目的の信託事務を行うための不可欠特定信託財産が存在し得る。もう一つ例を挙げると、歴史的建造物を保存することにより文化の振興を目的とする公益信託が設定された場合において、当該歴史的建造物は、不可欠特定信託財産といえる。そして、不可欠特定信託財産が存在する場合、その信託財産を受託者が処分してしまうと、公益信託の信託事務の遂行に支障が生じる恐れがある。一方、そのような処分を防止するために不可欠特定財産の処分を全て禁止するなどの必要以上の規制を及ぼすことは受託者の行う信託事務を過度に制約することになる懸念もある。そこで、不可欠特定信託財産が存在する場合には、信託行為にその旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項を定めておくことを義務付け、これを認定基準とすべきであるとの考え方があり得る。また、当該信託行為の定め違反して受託者が不可欠特定信託財産の処分を行った場合には公益信託の認定が取り消されるものとした場合には、不可欠特定信託財産の処分の実効的な防止が期待できる。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。【甲案】を採用する場合には、信託行為において不可欠特定信託財産が明示されることとなるため、受託者においても信託財産の処分等の可否の判断基準が明確となるといったメリットも存すると考えられる。

他方、一般的な信託法の解釈として、公益信託の信託行為において公益目的及びそれを達成するための信託事務の内容が明らかになっているのであれば、その遂行に必要な不可欠特定信託財産を受託者が処分できないことは当然であると考えられる。また、【甲案】のような認定基準を設けることにより、公益信託の認定手続が煩雑なものとなることも懸念される。例えば、芸術の振興を目的として美術館を運営する公益信託が設定された場合において、【甲案】を厳格に運用すると、新たな美術品を購入するために既存の美術品を売却することが困難になる可能性があるなど、公益信託の利用者の利便性を阻害するおそれもある。そこで、あえて不可欠特定財産に関する認定基準を設ける必要はないとの考え方があり得ることから、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

第2 受託者の信託報酬に関する認定基準

公益信託の受託者に対する信託報酬について、当該信託事務の内容、当該信託の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならない範囲の額又は算定方法が信託行為で明確に定められていることを認定基準とすることかどうか。

※ 公益信託の信託管理人等の報酬については、公益信託の監督・ガバナンスをどのような規律とするかに関係することから、別途検討する。

(補足説明)

- 1 信託法第54条は、受託者の信託報酬について規定しているが、同法及び公益信託法において、受託者の信託報酬の額を制限する規定はない。

ただし、許可審査基準「5 信託報酬」においては、「公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること」を公益信託の許可基準の一つとしている。

また、税法上においても、特定公益信託及び認定特定公益信託の要件として、「公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないこと」が定められている（所得税法施行令第217条の2第1項第8号、法人税法施行令第77条の4第1項第8号）。

他方、公益法人認定法第5条第13号は、公益法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めることを公益法人の認定基準としている。同号の趣旨は、法人の非営利性を潜脱することを防止し、理事等に対する報酬等の適正な水準を確保することにある（一問一答208頁）。

- 2 本来、公益信託の受託者の信託報酬の額をどの程度にするかは、私的自治の範囲内として、信託行為で定めた額を尊重すれば足りるとも考えられる。

しかし、現行の許可審査基準には「5 信託報酬」として、上記1のとおり、公益信託の受託者の信託報酬を制限する規定が置かれている。そして、現在の許可審査基準の運用に対しては、①主務官庁及びその担当者によって適用の基準が異なる、②信託事務の難易度や事務負荷等が勘案されない、③人件費以外の物件費等が認められず採算確保が極めて困難である（注）等の問題が指摘されており、これらの問題について対応する必要がある。公益信託の受託者に対して正当な報酬額を支給することは、公益信託の担い手となる受託者にインセンティブを与えることとなり、受託者の確保、ひいては民間による公益活動の促進につながるものと考えられる。

他方で、公益法人認定法第5条第13号及び第20条を参考に、今後も、公益信託の受託者に対する信託報酬の適正な水準を確保することも必要である。

そこで、公益信託の受託者の信託報酬については、当該信託事務の内容、当該公益信託の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならない範囲の額又は算定方法が信託行為で明確に定められていることを認定基準とすることが相当と考えられるが、どうか。

なお、不当に高額なものか否かについては、上記に列挙した考慮要素を踏まえて総合的に判断されることを想定している。例えば、「当該公益信託の経理の状況」のみを考慮すると、取崩し型の助成を行う公益信託においては、年々信託財産が減少していくので信託財産から毎年一定額（例：100万円）の信託報酬を受託者が取得することは許容すべきではなく、信託財産の額の減少に応じて信託報酬も減額するような算定方法（例：残存する信託財産の何%）とすべきであると判断される可能性がある。しかし、「当該信託事務の内容」とそれに伴う受託者の事務負担を考慮して、信託財産から毎年一定額の信託報酬を受託者が取得することも許容され得る場合もあると考えられる。

（注）現在の公益信託の受託者の報酬は、許可審査基準の形式的な運用により、受託者の公益信託の業務を担当する従業員の人件費にも満たない場合があるとの指摘がある。

第3 公益信託の認定の主体

1 主務官庁による許可制の廃止

主務官庁による許可制については、廃止することでどうか。

（補足説明）

1 公益信託法第2条第1項は、公益信託は、受託者において主務官庁による許可を得なければその効力を生じない旨規定しており、公益信託の設定について主務官庁による許可制が採られている。

他方、公益法人については、公益法人制度改革に際して、主務官庁による公益法人設立の許可制について、「主務官庁による許可主義の下、裁量の幅が大きく、法人設立が簡便でない」、「事業分野毎の主務官庁による指導監督が縦割りで煩雑」といった指摘がなされ、それらの指摘に基づき、公益法人の公益性の有無を各主務官庁が自由裁量により判断する仕組みからの転換を目指す政策決定がされた（平成16年11月19日付け「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書3頁、同年12月24日閣議決定「公益法人制度改革の基本的枠組み」1頁参照）。その結果、公益法人については、主務官庁による許可制が見直され、民間の有識者から構成される合議制の第三者機関を諮問機関として特定の行政庁が公益認定を行う仕組みとされている。

2 現在の公益信託の審査実務に対しては、①主務官庁ごとに許可基準が異なる（信託財産の取崩しに10年以上の期間を確保するなど、許可審査基準には記載のない

事由を満たすことが要求される) 場合がある, ②公益信託の申請件数が少ない主務官庁では担当者の公益信託の知識が十分でないために許可までの手続に時間がかかる場合がある, ③複数の主務官庁の所管にまたがる目的の公益信託の場合にいずれの官庁が担当するか決まらずに時間を要する場合がある等, 旧公益法人と同様の主務官庁による許可制に対する問題点が指摘されている(第31回信託法部会における参考人(一般社団法人信託協会)提出資料4「公益信託事務に関するアンケート調査結果について」参照)。このように, 主務官庁による公益信託の許可制についても, 旧公益法人と同様の弊害が指摘されていることからすると, 仮に新たな公益信託制度において主務官庁による許可制を維持するのであれば, 公益法人制度改革における政策決定が公益信託制度については妥当しないとの積極的な理由付け・論証がなされる必要があるが, そのような積極的な理由付けは見当たらない。

そして, 指摘されているこれらの問題点を解消し, 公益信託の適正な利用を促進するためには, 主務官庁による許可制を維持することは相当でないと考えられる。そのことは, 公益信託と類似の社会的機能を有する公益法人制度において主務官庁による許可制が廃止されていることとの整合性を図る観点からも相当である。

したがって, 主務官庁による許可制については, 廃止することが相当であると考えられるが, どうか。

- 3 もっとも, 公益信託法においては, 公益信託は主務官庁の監督に属することとされ(同法第3条), 主務官庁は, 特別の事情がある場合には信託の変更を命ずること(同法第5条)や, 信託法上裁判所の権限とされている権限の一部を職権で行使すること(同法第8条), 公益信託を類似の目的のために継続させること(同法第9条)ができるなど, 公益信託の適正性を確保するため, 主務官庁に強い監督権限を持たせている。そのため, 主務官庁が裁量的に公益信託の許可を行い, 強い監督権限を有する現行制度を見直すのであれば, それに代替するに足りる公益信託の適正性を確保するための方策を併せて検討する必要がある。

2 新たな公益信託の認定主体

公益信託の認定を行う手続(認定主体を含む。)は, 次のいずれかとする(注1)。

【甲1案】特定の行政庁(課税庁を除く)(注2)が公益信託の認定を行う。

【甲2案】民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて, 特定の行政庁(課税庁を除く)(注2)が公益信託の認定を行う。

【乙案】民間団体が公益信託の認定を行う。

(注1) 新たな公益信託の仕組みをどのようなものとするかにより, 「許可」, 「認

可」,「認証」などの用語を使用することもあり得るが、本部会資料においては便宜的に「認定」との言葉を使用している。

また、新たな公益信託の認定の主体と監督の主体は、当然に一致するわけではなく、監督の主体は別途検討する必要があるが、公益信託の認定と監督は関連し合う面があることから、本論点の補足説明では、公益信託の監督についても言及している。

(注2) 特定の行政庁としては、国の行政庁だけでなく、都道府県知事を含むことを想定している。

(補足説明)

1 公益信託法は、公益信託について、主務官庁による許可制を採用している（同法第2条第1項）が、主務官庁による許可制を廃止した場合には、新たな公益信託の認定を行う手続（認定主体を含む。）を検討する必要がある。

公益法人においては、民間の有識者から構成される合議制の第三者機関を諮問機関として、特定の行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等を行う仕組みを採用している。このような第三者機関を関与させる仕組みとした趣旨は、公益性に関する専門的知見を有する合議制の第三者機関が公益認定、監督処分等の手続に関与する仕組みを設けることで、行政庁の知見を補完し、実態に即した適切な判断を行い、かつ、各省庁の意向に左右されることなく適切に裁量を行使することにより、行政庁が行う公益認定、監督処分等の客観性、透明性を担保し、認定制度に対する信頼性を確保するところにある。また、委員会のような合議制の機関には、慎重の審議、多面的な検討、様々な専門的知見の調達等の利点があると考えられ、これらの利点は、多種多様な事業を行う公益法人を取り扱う認定制度において特に重要と考えられたことによる（一問一答225頁）。

2 公益信託の認定の効果として、公益法人と同様の税法上の優遇措置を受けられることを視野に入れた場合には、税制優遇を受けて形成された財産が適切に運用されることを担保するため、公益法人と同様に行政庁が公益性の認定に関与し、一定の監督を行うことが必要になると考えられる。

また、現行の公益信託の申請事務において、特に公益目的の信託事務が複数の主務省庁にまたがる共同所管の場合に主務官庁による許可制が障害となっているなどの問題点が見られることからすれば、公益法人制度改革に関して公益法人の公益性の有無を各主務官庁が裁量により判断する仕組みからの転換を目指す政策決定がされたことと同様に、公益信託の認定の判断主体を単一の行政庁に集約し、特定の行政庁が一元的に認定を行うことが相当であるとも考えられる。そこで、このような考え方を【甲1案】として示している。

さらに、特定の行政庁のみが一元的に公益認定を行うとした場合には、不当な裁量権の行使を防止し、その判断の客観性や透明性を確保する必要がある。そこで、特定の行政庁が一元的に公益認定を行う場合であっても、行政庁が直接的に公益信託の認定を行う仕組みではなく、公益法人認定法と同様に、民間の有識者から構成される合議制の第三者機関を諮問機関として、特定の行政庁が公益信託を認定する仕組みが考えられる。このような考え方を【甲2案】として示している。

もっとも、【甲1案】や【甲2案】のように、主務官庁による許可制を廃止し、特定の行政庁が一元的に公益信託の認定を行うこととした場合、主務官庁が有していた分野毎の公益性に関する専門的知見を利用できなくなり、実態に即した適切な判断を行うことができなくなる恐れがあるとの指摘もある。

なお、現在、公益信託の認定は、受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られる公益信託については、主務官庁の権限に属する事務を都道府県知事及び都道府県の教育委員会が行っている（公益信託法第11条、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令第1条）。仮に主務官庁制を廃止し、【甲1案】又は【甲2案】を採用する場合であっても、新たな認定機関として国の行政庁のほか、都道府県知事及び都道府県の教育委員会を含めるかが問題となり得る。

まず、旧民法下では主務官庁の一つであった教育委員会が公益法人制度改革においては公益法人の認定機関から外れ、都道府県知事に一元化されていることからすると、新たな公益信託制度においては、都道府県の教育委員会を除外するのが相当であるとの考え方があり得る。

次に、新たな公益信託制度における国の行政庁と都道府県知事の所管の分担は、できる限り裁量の余地が少なく、客観的かつ明確である必要があることは公益法人制度と変わらない。もっとも、公益法人制度においては、基本的に、公益法人の事務所所在地が2つ以上の都道府県の区域内にあれば内閣総理大臣の所管とし（公益法人認定法第3条第1号イ）、事務所が1つの都道府県の区域内のみにあればその都道府県が所管することとしている（同条第2号）が、法人と信託の制度的相違に照らし、公益信託の受託者について上記の仕組みをそのまま導入することは適切でないというべきである。他方、公益法人制度において、公益法人の活動範囲が全国や複数の都道府県にまたがる場合には、都道府県より国の方が効果的に監督できると考えられることや、地方分権における国と都道府県の役割分担を踏まえ、都道府県の事務ではなく国の事務とされている事項に関する公益法人であれば、国の方が効果的に監督できると考えられることから、公益目的事業を2つ以上の都道府県の区域内において行うことを定款で定めている法人や、国の事業と密接な関連を有する一定の公益目的事業を行う法人については内閣総理大臣の所管とされている（同条第1号ロ・ハ）。これらを参考にすると、例えば公益目的の信託事務を1つの都道府県の区域内において行うことを信託行為で定めている場合には、都道府県の所管

とし、2つ以上の都道府県の区域内において行うことを信託行為で定めている場合や、国の事務と密接な関連を有する一定の公益目的の信託事務を行うことを信託行為で定めている場合には、国の所管とすることが考えられる。

- 3 他方、主務官庁制の廃止に伴い、公益信託に関する行政庁の役割については最小限にとどめることが相当であり、そのような観点からすれば、公益信託の認定は民間団体が行うべきであるという考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。【乙案】による場合には、公益信託の認定を行う民間団体の選定やその民間団体に対する監督等についてどのような仕組みを設けるかについて、更に検討する必要がある。

以上の点について、どのように考えるか。

第4 公益信託と目的信託との関係

1 公益信託を目的信託の一類型とするか

公益信託を目的信託の一類型とする現行信託法及び公益信託法の構造は維持することでどうか。

(補足説明)

- 1 信託法及び公益信託法は、公益信託を目的信託の一類型とする構造を採用しているが、以下の表のとおり、両者の規律には相違点も存在する。

	公益信託	目的信託
目的	公益目的に限定される	目的を問わない
主務官庁の許可の要否	必要（公益信託法第2条第1項）	不要
信託の設定方法	自己信託の方法による設定はできない（信託法第258条第1項）	
存続期間	制限なし（公益信託法第2条第2項）	20年を超えることができない（信託法第259条）
受託者	制限なし	一定の資産規模を有する法人に制限（信託法附則第3項，同法施行令第3条）
監督	主務官庁による監督（公益信託法第3条）	

	委託者及び信託管理人による監督(信託法第261条参照)	
受益者の定めのある信託への転換	信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない(信託法第258条第2項)	
信託行為に帰属権利者の指定に関する定めがない場合又は権利帰属者がその権利を放棄した場合の残余財産の帰属	主務官庁はその信託の本旨に従い、類似の目的のために信託を継続させることができる(公益信託法第9条)。	信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなされる(信託法第182条第2項)。
(委託者が個人の場合の)税法上の取扱い	公益信託については法人課税信託から除外され、その信託財産につき生ずる所得については、所得税が課されない(法人税法第2条第29号の2ロ、同法附則第19条の2第2項、所得税法第2条第1項第8号の3、同法第11条の第2項)。さらに、公益信託のうち特定公益信託及び認定特定公益信託については、各種税法上の優遇措置を受けられる。	法人課税信託(法人税法第2条第29号の2ロ、所得税法第2条第1項第8号の3)

2 旧信託法において、公益信託は「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託」と規定されており、公益信託には受益者の定めのある信託（以下、第4では「私益信託」という。）における受益者と同じ法的地位を有する者は存在しないと見る見解が多数であった。そのため、平成18年の新信託法制定時に、公益信託は「信託法（平成十八年法律第百八号）第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスル」信託として整理された（公益信託法第1条）。現時点において、この整理を不相当とするまでの事情の変動は見当たらない。

また、上記1の表のとおり、公益信託は公益のみを目的とするものであり、税法上の要件を満たせば税制優遇を受けられるという意義があるのに対し、目的信託は私益、共益に加え、公益的な目的を含むものであり、税制優遇との関連性がないなど、その目的の範囲及び効果には明白な相違がある。そのため、公益信託を目的信

託の一類型とする構造を維持した場合であっても、公益信託と目的信託の範囲及び効果の違いを踏まえた上で、公益信託について、目的信託の規律の特則を設けることは可能であると考えられる。

したがって、新たな公益信託の仕組みを設計するに際しても、公益信託を目的信託の一類型とする構造を維持した上で、目的信託の規律のうち公益信託に適用することが相当でない規律についてはそれを不適用とする特則を設けることが適当であると考えられるが、どうか。

2 公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託の効力

公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託の効力について、これを無効とする旨の規律は設けないことかどうか（注）。

（注） 公益信託の認定を受けている公益信託がその認定を取り消された場合に、当該信託が公益を目的とする目的信託として存続するか否かは、公益信託の認定が取り消される前に当該公益信託に帰属した信託財産の帰趨を含め別途検討する。

（補足説明）

1 公益信託法第2条第1項は、公益信託は、「信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」と規定している。同項の解釈として、主務官庁の許可を受けていない公益を目的とする目的信託は、公益信託としても目的信託としても無効であるとの考え方があり得る。一方、主務官庁の許可を受けていない公益を目的とする目的信託は、公益信託としては効力を有しないが、目的信託としては有効であるとの考え方もあり得る。なお、信託法附則第3項は「受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。）は、（中略）政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。」と規定していることに照らすと、現在の信託法は、公益を目的とする目的信託の効力等について公益信託法第2条第1項の解釈に委ねていると考えられる。

2 民間の公益活動の一環として公益信託の適正な利用を促進していくとの本部会の基本的な方向性からすれば、公益を目的とする目的信託を必ずしも行政機関等の認定、監督に服せしめる必要はないから、公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託についても、目的信託の要件を満たしているのであれば、目的信託として有効とすることが適当であると考えられる。

したがって、現在の公益信託法第2条第1項のような主務官庁による許可を受けていない公益を目的とする目的信託について「効力ヲ生ゼズ」とする条項を削除し、公益信託としての認定を受けていない公益を目的とする目的信託が無効とされることがないようにすることが相当と考えられるが、どうか。

なお、その場合においては、新たな公益信託の認定基準を満たし、公益信託の認定主体から公益信託の認定を受けた信託を公益信託と定義することになると考えられる。

3 なお、上記2の考え方を前提としても、公益信託の認定を申請したが公益信託の認定を受けられなかった場合において、①当該信託の委託者及び受託者（受託予定者）に公益を目的とする目的信託として設定する意思があり、かつ目的信託の要件を満たすのであれば目的信託として有効とする（そうでない場合は無効とする）、②当該信託の委託者及び受託者（受託予定者）に私益信託として設定する意思があるのであれば、公益認定の申請をして公益認定を受けることを目指していた信託契約においてその目的を変更し、受益者を新たに定めた上で私益信託として有効とする（そうでない場合は無効とする）など、その効力は基本的に当事者の意思解釈に委ねることが考えられる。もっとも、現行法においては、上記①のような信託を目的信託として有効とすることは想定されていないという考え方があり得る（公益信託法第2条第1項、信託法附則第3項参照）。また、上記②については信託法第258条第2項に抵触する可能性があるのではないかと考えられ、同項との関係を含めより慎重な検討が必要である。

他方、公益信託の認定を受けている公益信託がその認定を取り消された場合に、当該信託が目的信託として存続するか否かは、公益信託の認定を申請したが公益信託の認定を受けられなかった場合と同様に当事者の意思解釈に委ねるとの考え方のほか、公益信託の認定取消しを当該信託の終了事由とする考え方もあり得るところであり、公益信託の終了の論点において別途検討する。

3 公益信託の設定前に目的信託の設定の前置を必要とするか否か 公益信託の設定前に目的信託の設定を前置することは不要とする。

(補足説明)

1 現行の信託法及び公益信託法は、公益信託の設定の前に目的信託を設定することを必要としていない。

他方、公益法人制度においては、公益法人を設立しようとする者は、一般社団法人又は一般財団法人を設立した上で、公益認定を受けることが必要とされている（公益法人認定法第4条）。これは、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平

成15年6月27日閣議決定)において、「公益法人制度は、法人格の取得の判断や税法上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。」とされ、法人格の取得を税法上の優遇措置と分離し、公益性の有無にかかわらず新たな非営利活動法人の制度を創設することが決定されたことから、法人格の取得と公益性の認定が制度的に分離されたことによるものである。

2 かつて、旧民法の公益法人制度においては、非営利かつ非公益の法人を設立することが認められていなかったことから、中間的な法人形態として、平成13年に中間法人法が制定され、その後、一般法人法で一般化されたという経緯がある。これは、法人格の付与と公益性の認定を分離することによって、前者を簡易に認めることを目的としていたものである。

これに対し、信託制度においては、旧信託法の下でも、私益信託の設定には旧公益法人制度のような制約はなかった。そのため、公益信託制度においては、旧公益法人制度と異なり、信託の設定と公益性の認定の分離という要請はもともと存在していないといえる。また、公益信託制度において、ある信託が目的信託として事前に設定された上でなければ公益信託の認定を受けられないとするまでの必要性も見当たらない。さらに、目的信託を設定した後、当該目的信託が公益信託の認定を受けられなかった場合、目的信託としては一度設定されている以上、当該目的信託に各種の課税がされることが想定されるが、信託を設定する当事者の意思としては、税法上の優遇措置を受けられないのであれば信託を設定する意思はないという場合もあり得る。そうすると、公益信託を設定するに際し、事前に目的信託の設定を要求することは、公益信託の利用者の利便性を阻害する可能性もある。

したがって、公益信託の設定の前に目的信託の設定を前置することは不要とすべきであると考えられるが、どうか。

4 既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容するかどうか

【甲案】既存の公益を目的とする目的信託が公益信託の認定を受けることを許容する。

【乙案】実質的に公益を目的とする私益信託（注）が、信託の変更を経て公益信託の認定を受けることを許容する。

【丙案】甲案及び乙案に掲げた場合をいずれも許容する。

【丁案】既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容しない。

（注）本項では、「実質的に公益を目的とする私益信託」を公益的私益信託という。

（補足説明）

1 公益信託法第2条第1項は、「受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」と規定しており、前記2補足説明1記載のとおり、主務官庁の許可を受けていない公益を目的とする目的信託は目的信託としても無効であるとの考え方がある。また、同項の条文上、信託の変更を行い、既存の公益を目的としない目的信託から公益信託とすることが許容されているかは規定上明らかではない。さらに、信託法第258条第3項は、受益者の定めのある信託は、信託の変更によって受益者の定めを廃止することができないと規定していることから、私益信託を公益信託に変更することは現行法上許容されていない。

2 前記1及び2のとおり、公益信託を目的信託の一類型とし、公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託を有効とする場合には、既に設定されている公益を目的とする目的信託について、税制上の優遇措置を受けたいなどの理由から、公益信託の認定を申請するケースも想定し得る。また、上記のとおり、公益信託においては、ある信託が目的信託として事前に設定された上でなければ公益信託の認定を受けられないとするまでの必要性はないが、一方で、既存の目的信託が公益信託の認定を受けられないとする必要性もないといえる。

そこで、当初から公益信託の認定を受ける形で新たな公益信託を設定することが認められるのは当然であるが、そのほかに、新たな公益信託制度においては、既存の公益を目的とする目的信託を有効とした上で、その目的信託が公益信託の認定を受けることを許容するのが相当であるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。もっとも、【甲案】を採用した場合、公益を目的とする目的信託が公益信託の認定を受けることについて、当該信託の受託者が判断して申請するのか、あるいは委託者が判断して申請するのかなど、誰がどのような契機で公益信託の認定申請を行うのかが問題となり得る。

3 さらに、目的信託の受託者要件を備えない場合や20年という存続期間の制約、課税上の問題などから、実質的には公益を目的としながらも、目的信託として設定せずに、残余財産受益者を定めるなどして公益的私益信託として設定する場合も考えられる。例えば、歴史的建造物の保存のような公益を実質的な目的としつつも、委託者を残余財産受益者と定め、歴史的建造物を信託財産として私益信託を設定する例である。このような公益的私益信託に対しては、目的信託における各種制限の潜脱として批判的な見方もあり得るかもしれないが、民間の公益活動の手段として公益信託の利用を促進するという基本的な方向性からすれば、民間の公益活動の一つのスキームとして積極的に評価することも可能である。

そこで、公益的私益信託が設定されている場合について、信託法第149条の定

める信託の変更により残余財産受益者の定めを廃止した上で、当該信託が公益信託の認定を受けることを許容すべきか否かが、受益者の定めのない公益信託と受益者の定めのある私益信託の相互転換の論点と関連して問題となり得る。

信託法第258条第3項において、受益者の定めのある信託を信託の変更により受益者の定めのない信託とすることができないと規定されている趣旨は、通常の実益者の定めのある信託と受益者の定めのない目的信託とではそれぞれに適用される規律が大きく異なるため、法律関係の錯綜を防止する観点から、信託の変更によって両者の転換を認めることは相当ではないと考えられたことにある。同項を所与の前提とした場合には、公益的私益信託における残余財産受益者の定めを信託の変更により廃止するなどの方法により受益者の定めのない信託に変更することが禁止されている結果、公益的私益信託が公益信託の認定を受けることは不可能となる。

しかし、上記のとおり、公益的私益信託は民間の公益活動の一つのスキームとして積極的に評価することも可能であるところ、公益的私益信託を設定した後に公益信託の認定を受けて公益信託に変更するというニーズはあり得るものと考えられる。例えば、委託者が受益者となっていた歴史的建造物の保存を目的とする私益信託について、委託者が高齢となったなどの事情により、私益信託から公益信託にするような事例が想定し得る。そのような場合に、いったん公益的私益信託を終了させた上で、改めて公益信託として設定することを求めることは、従前の信託からの継続性を失わせることとなり、民間の公益活動を阻害するおそれがある。また、公益的私益信託のうち公益信託の認定基準を満たすもののみが公益信託として認定されるとするのであれば、公益的私益信託から公益信託への変更を認めることによって直ちに法律関係が錯綜するとは言いきれず、一般の私益信託と目的信託との相互転換の場面における信託法第258条第3項の趣旨は必ずしも妥当しないとも考えられる。

そこで、公益的私益信託について、信託の変更により受益者の定めをなくした上で公益信託の認定を受けることを許容することが相当であるとの考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

なお、【乙案】を採用した場合であっても、公益的私益信託から公益認定を受けて公益信託となった信託が公益信託の認定を取り消されたときに、その後信託の変更により受益者の定めを再度設けて公益的私益信託として存続することを可能とするか否かについては、シ・プレ原則や信託法第258条第2項との関係で適切でないと思われる可能性もあり、その点も含めて別途検討する必要がある。また、【甲案】と同様に、誰がどのような契機で公益信託の認定申請を行うのかが問題となり得る。

4 また、【甲案】と【乙案】は、論理的に両立し得ることから、いずれの場合も許容すべきであるとの考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【丙案】とし

て示している。

- 5 以上のような考え方に対し、従来の公益信託は、設定時に受託者が引受けの許可を受けることにより成立してきたものであり、法律関係の錯綜を避けるためにも、この取扱いを変更する必要はないとして、既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容しないとの考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【丁案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。